

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 9 月 29 日

郡上市長 日置 敏明

記

【実質化された人・農地プラン】

1. 協議の場を設けた区域の範囲

八幡・市島（立光）地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 8 月 25 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法人	1 経営体
個人	2 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区的課題

- ・今回実施したアンケート調査結果から、経営農地については今後、地区内の個人農家に貸し出しを希望する農家が最も多いが、農地の規模拡大を希望する地区内農家と地区住民との協力づくりが必要である。
- ・将来を見据えた営農体制として、近隣地区の担い手や農業法人（アグリサービス郡上）と情報共有しながら、担い手の経営効率を見据えた集落間の協力体制づくりが必要である。
- ・同アンケート調査結果から、畦畔草刈り・用水路の泥上げなど農地維持を求める農家が多く、今後、持続可能な農村環境の保全に向けた体制づくりが必要である。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・今回のアンケート調査結果において、地区内の約半数の個人農家は 5 年後には「農業経営を維持する」と回答しており、現状の営農体制を継続し、農地維持できるよう地区内で協力する。一方で、「農業後継者がいない」と回答した農家も存在することから、将来、営農が困難となった場合、地区関係者や地区内外の担い手農家と協議の機会を持つこととする。
- ・離農する場合には、地区関係者や担い手農家等と農地中間管理機構を活用した中間管

理権の設定も視野に農地の貸付先を協議する。農地中間管理機構を活用する場合、近隣地区の担い手や農業法人（アグリサービス郡上）と連携をとりながら、まとまった農地を担い手に貸し付けるなどの検討を行う。

- ・上述経営農地の維持だけでなく、周辺環境の保全について並行して協議する必要がある。国交付金の活用を通じて安定した活動ができるよう、地区住民が無理なく協力して取り組める組織づくりに努める。

## 6. 5の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

### ・農地の貸付け等の意向

現況地目で田を中心として地区農家で協力しながら維持保全に努める（畠については、個人農家にて維持保全に努める）。5年以内では現状耕作者にて経営農地の維持を図ることを目標にする。農地貸付を希望する個人農家については、地区農業代表者に相談し、農地借入を希望する個人農家又は担い手農家とのマッチングについて検討する。

### ・農地中間管理機構の活用方針

貸付を希望する農地については、農地中間管理事業の活用について地主に理解が得られるよう説明する。理解を得られた農地から順次中間管理権の設定を行う。また、農地借入時にはまとめて権利設定ができるよう近隣地区農業関係役員や近隣担い手、農業法人と連携をとりながら機構集積事業の活用について検討を行う。

### ・基盤整備への取組方針

市島用水組合や他地区の集落営農組織等と連携し農業生産基盤の安定を図る。

### ・農業後継者の育成

地域内の農業後継者育成のため、非農家や若者など誰もが農業に参加できる体制の整備を図る。

### ・国交付金の活用

中山間地域等直接支払交付金の活用について、地区内で検討し、農地維持に向けた体制づくりについて協議する。